

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：休眠預金等に係る資金の活用による民間公益活動の促進

【30年度概算要求額：93百万円（前年度50百万円）】

施策概要・目的

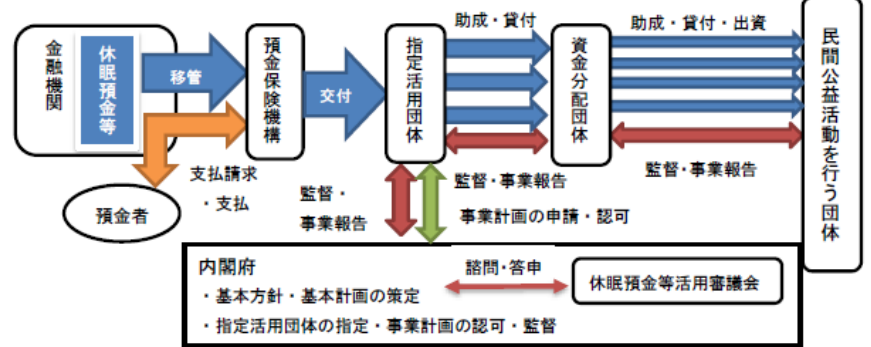
- 平成28年12月に、議員立法により、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が成立し、同法に基づき、平成29年4月に内閣府に休眠預金等活用審議会が設置。
- 平成29年5月には、第1回審議会が開催され、休眠預金等の活用に関する意義や目標等を定める基本方針の策定に向けて、現在審議を行っている。その後、基本方針に基づく指定活用団体の指定や基本計画の検討等を行う。

※経済財政運営と改革の基本方針2017(抄)
 成果志向の事業遂行を促進する社会的成果（インパクト）評価の推進や民間資金の活用により、社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込むとともに、～(略)～、活力あふれる共助社会づくりを推進する。休眠預金等の活用に向け、来春を目途に基本方針を策定する。

施策イメージ・具体例

- 休眠預金等活用審議会の運営、社会的インパクト評価の推進等
 平成30年春を目途に基本方針を策定した後、指定活用団体の指定、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定基準等を定める基本計画案の検討等を行う。また、社会的課題解決に意欲的に取り組む団体の活動の成果を可視化する社会的インパクト評価の推進を図り、当該団体の事業の改善・組織力の強化を推進するほか、休眠預金等活用の制度構築に向けて社会的インパクト評価の活用を図る。

(参考) 休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み



期待される効果

- 法律に基づき設置された休眠預金等活用審議会の事務局機能を担いつつ、休眠預金等に係る資金の活用について公正かつ透明な制度構築を図ることにより、民間公益活動の促進に資することが期待される。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：政府の重要施策等に関する広報（国内）

【30年度概算要求額：6,980百万円（前年度4,701百万円）】

施策概要・目的

- 政府の重要施策や基本方針について、国民の一層の理解を得ることが必要不可欠であることから、官邸主導の下、その必要性、内容等について、マスメディア等を活用した広報を実施する。
- 広報実施に当たっては、クロスメディアの手法を活用した効果的な広報を実施し、実施の都度、適切な効果検証を行って、より高い広報効果を得られるようにする。
- 各府省の行う自省庁広報と連携し、役割分担を行いながら、効果的かつ重点的な実施を図る。
- 緊急を要する広報が必要となる場合にも、ニーズに応じた広報を追加的に実施する。
- 基本的な国民の意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を把握し、政府施策の企画・立案等に資することを目的とした、世論調査を実施する。

施策イメージ・具体例

- 人づくり革命や働き方改革を含む一億総活躍社会の実現等の政府の取組について国民の一層の理解が得られるよう広報を実施します。実施に当たっては、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の各種媒体の活用等により、ターゲットを明確にして戦略的な広報を実施します。
- 広報実施前に、政策理解の増進、施策に関する情報提供、注意喚起など、広報テーマごとに主たる広報目的を設定する。広報実施後に、効果測定を行い、訴求ポイントが訴求対象に伝わったのか、広報の目的が達成できたのか等を評価し、次の広報に役立てるPDCAを行う。また、適切な媒体、出稿回数等を年に1回見直し、効果的・効率的な広報媒体の選定に役立てる。
- 各府省からの要望を受け、調査目的などを考慮のうえ重要な調査内容を選定し、一般競争入札により調達した民間事業者に委託して世論調査を実施して。要望があった府省と協議し、調査票の作成等を行い、調査結果については、ホームページに掲載し、全て公表している。

期待される効果

- 政府の情報発信の強化が期待され、重要施策や基本方針に関する国民への理解増進が期待される。
- 危機管理など緊急を要する広報への対応が期待される。
- 公正な世論を把握することにより、政府は施策の立案、実施に役立てて、行政の民主化及び能率化と行政費の軽減を図ることが期待される。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：政府の重要施策等に関する広報（国際）

【30年度概算要求額：4,200百万円（前年度3,600百万円）】

施策概要・目的

○最近の我が国の領土・主権を取り巻く厳しい情勢等を踏まえ、国際世論に影響力を有する政財官学のオピニオンリーダー等をはじめとして、正しい事実関係や我が国の立場、我が国が国際社会において果たしてきた役割に関する認識を拡げる必要がある。

○日本経済の再生に向けて、我が国企業等のグローバルな活動を推進するとともに、我が国への投資を促進するため、各国企業CEO等の間において、アベノミクスをはじめ、我が国の政策に関する理解と支持を得ていく必要がある。

○このため、対象地域や対象層を見定めつつ、官邸を司令塔として関係府省庁間の連携を確保しながら、民間のノウハウも最大限活用し、あらゆる広報ツールを活用して国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的・機動的な国際広報を行う。

施策イメージ・具体例

①国内外のシンクタンクや実務経験者等との連携

国内外のシンクタンクや実務経験者等と協力し、日本関連のシンポジウムの開催など内外の有識者や企業等に対する討論型の海外発信の後押しや、草の根レベルの日本の魅力発信を積極展開する。

②日本の魅力を発信し対日理解を促進する資料等の整備

我が国の魅力や正確な事実関係を伝えるため、領土・主権に関する分かりやすい動画の作成・拡散、論文・書籍等の英訳・海外出版（Japan Library文庫）等により、海外の政財官学での我が国の正しい立場の理解を促進し、浸透を図る。

③海外での特定のイベントの際の日本PR

総理外遊時等のわが国に注目が集まる重要広報機会を活用して、官邸主導により、我が国の強みや魅力、基本的な政策等の発信を行うイベントや、地域の多様な経済活動等を発信する海外セミナー等を開催する。

④海外テレビ、SNSやIT活用等による国際広報の強化

日本政府広報誌（“We Are Tomodachi”など）、日本政府公式HP（JapanGov）、各種動画等を制作し、我が国政府・企業・個人の活躍ぶりや我が国の立場・政策を直接発信する。さらに、海外テレビや新聞・雑誌における広告記事展開、特集の制作支援などの従来のPR方策を継続するとともに、ウェブ広告やSNSによる動画や記事の拡散などのIT広報を大幅に強化し、国際広報を一層戦略的・機動的に行う体制を確立する。更に効果測定として、対象地域や対象層毎に定量・定性指標を活用し、理解度等の変化を検証する。

期待される効果

○諸外国において、様々な場面で日本に関する発信を質・量ともに充実させることで、我が国の発信力の強化が図られる。

○諸外国の間で我が国に関する理解度（領土・主権をめぐる情勢含む）、好感度、プレゼンスが増大することで、我が国の外交力が強化されるとともに、我が国企業等の活動や対日投資が促進され、日本経済の再生に資することとなる。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：栄典事務の適切な遂行

【30年度概算要求額：2,689百万円（前年度2,693百万円）】

事業概要・目的

○栄典は、日本国憲法第7条に規定する国事行為として、内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるもの。明治9年度から事業が開始され、賞勲局では、これに関する審査、伝達等の事務を行っている。

(1) 勲章

- ①春秋叙勲 春（4月29日）、秋（11月3日）の発令ごとに概ね4,000名
- ②危険業務従事者叙勲 春、秋の発令ごとに概ね3,600名
- ③高齢者叙勲 春秋叙勲未受章の功労者で年齢88歳に達した者に対して毎月1日付け発令
- ④死亡叙勲 功労者が死亡した時（閣議開催の都度）等

(2) 褒章

- ①春秋褒章 春、秋の発令ごとに概ね800名
- ②紺綬褒章 公益のため私財（500万円以上）を寄附した者を対象に毎月月末の閣議の翌日発令

事業イメージ・具体例

- 褒賞品製造経費 26.5億円（26.6億円）
春秋叙勲、春秋褒章等において、受章者又はその遺族に授与される勲章、褒章及び賜杯等の製造購入経費。
- 叙勲事務電算化等経費 0.4億円（0.3億円）
栄典事務の効率化・迅速化に資するための栄典事務効率化システムに受章者等に関するデータの蓄積・保存を行うため、また、春秋叙勲者名簿等を電算処理するための経費。



平成29年春の叙勲大綬章親授式（平成29年5月9日皇居正殿松の間）

期待される効果

- 栄典の授与とは、日本国憲法第7条に規定する国事行為として内閣の助言と承認の下に天皇陛下から授与されるもの。
- 国家又は公共に対し功労のある方、社会の各分野における優れた行いのある方などを表彰する重要な制度。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：公文書管理制度の適正かつ円滑な運用の推進等

【30年度概算要求額：405百万円（前年度113百万円）、定員要求】

施策概要・目的

- 健全な民主主義の根幹を支える基盤となる公文書管理の制度について、公文書管理の質の向上に向けた不断の取組を進める。
- 国立公文書館について、平成29年度に関係機関と調整の上策定した基本計画を踏まえ、平成30年度においては基本設計に着手し、新たな施設の建設に向けた具体的な取組を推進する。

※「経済財政運営と改革の基本方針2017」第2章2.（5）①文化芸術立国（抄）
明治150年関連施策を推進するとともに、国立公文書館について、展示等の機能の充実に向けて、既存施設との役割分担を図りつつ新たな施設の建設に向けた取組を推進する。

施策イメージ・具体例

- 1 公文書管理の質の向上
 - 各府省庁が実施する研修について、公文書管理担当者のみならず全ての職員を対象とするeラーニング教材の配布等、受講率向上に向けた効果的手法を検討の上導入し、各行政機関等の職員の公文書管理に対する意識を高め、各行政機関等における公文書管理の質の向上を図る。
- 2 新たな国立公文書館の建設に向けた取組
 - 平成29年度に策定した基本計画を踏まえ、平成30年度においては、基本設計に着手し、関係機関と調整しつつ、新たな施設の建設に向けた具体的な取組を推進する。

期待される効果

- 民主主義の根幹を支えるとともに、過去から現在、そして未来へと国の歴史や文化を引き継いでいく貴重なインフラである公文書等を適切に管理・保存し、利活用していくための環境の整備が着実に進展し、現在及び将来の国民に対する説明責任を全うすることにつながる。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：公益法人制度の適正な運営の推進

【30年度概算要求額：671百万円（前年度586百万円）】

施策概要・目的

- 「民による公益の増進」を図る。
- そのために、
 - ・ 公益法人制度に対する信頼の確保
 - ・ 公益法人の自己規律の確立、事業の適正な運営の確保
 - ・ 寄附文化の醸成を図るための取組等を進める。

施策イメージ・具体例

- 行政庁として、公益認定等委員会の判断に基づき、公益認定基準の適合性を判断し、処分（認定又は不認定）を行う。
- 公益法人の適正な運営の確保のため、立入検査の実施を含め、適時・適切な監督を行う。
- 公益法人の自律的な法人運営の確立を助けるため、個別法人の事情に対応できるような相談会や基本セミナー等を行う。
- 寄附文化の醸成に向けて、公益法人に寄附を行った場合の税制上の優遇等、公益法人に係る税制の周知・広報等を行う。
- 公益法人が行政庁に対し毎年度の事業報告等を提出する際等に利用する公益認定等総合情報システムを見直し、利便性の向上とデータ利活用を図る。

期待される効果

- 公益法人による自律的な法人運営と行政庁による適時・適切な監督が相まって、「民による公益の増進」が図られる。
- 公益認定等総合情報システムの見直しにより、行政手続に係る公益法人の負担の軽減を図るとともに、データの利活用により公益法人の状況の適時の把握を可能とする。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：官民の人材交流の円滑な実施のための支援等

【30年度概算要求額：129百万円（前年度68百万円）】

施策概要・目的

- 官民の人材交流の円滑な実施のための支援
- 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援

施策イメージ・具体例

- 官民の人材交流の円滑な実施のための支援
官民の人材交流の円滑な実施のための支援として、①府省等及び民間企業等に対する情報提供等並びに②官民人材交流に関する制度及びその運用状況に関する広報・啓発活動を実施する。
- 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援
早期退職募集に応じて、応募認定退職をする者を対象として、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。加えて、再就職規制に関する全省庁調査報告書を踏まえ、公務部門で培ってきた能力や経験を活用する観点から、効果的な再就職支援について分析・検討を行う。

期待される効果

- 官民人事交流に関する情報提供及び制度等の広報・啓発活動により、官民の人材交流の円滑な実施が図られる。
- 国家公務員の希望や能力、適性に応じた公正・透明な再就職を促進する。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：再就職等規制に関する監視等

【30年度概算要求額：54百万円（前年度50百万円）】

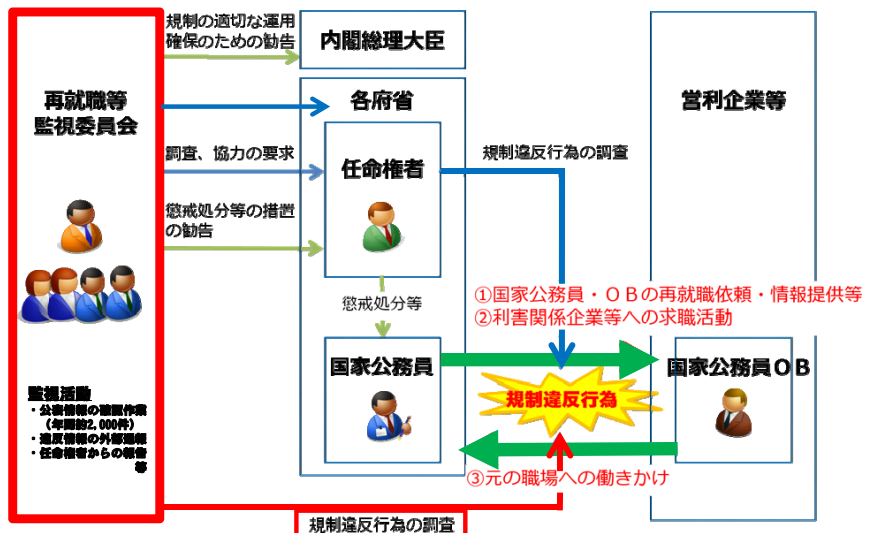
施策概要・目的

- 再就職等監視委員会は、国家公務員法及び自衛隊法に規定する再就職等規制の監視機関として、中立・公正の立場で以下の事務を担保。
 - ①再就職等規制違反行為についての調査。
 - ②内閣総理大臣、任命権者に対する勧告。
 - ③再就職等規制の例外承認。
- 委員長及び委員は独立してその職権を行使。

施策イメージ・具体例

- 恒常的な監視活動から違反行為の疑いを把握し、厳正に対応。

再就職等規制の監視



期待される効果

- 再就職等規制に関する監視・調査活動等に万全を期すことにより、国家公務員の再就職に関する国民の疑念の払拭を図ることができる。

5. 安全・安心な暮らしと経済社会の基盤確保

施策名：特定秘密の指定等の適正を確保するための措置

【30年度概算要求額：205百万円（前年度216百万円）】

施策概要・目的

○独立した公正な立場において、特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って適正に行われているか検証・監察を行う。

○厳正かつ継続的な検証・監察を行い、特定秘密保護法の適正な運用が確保されることにより、「経済財政運営と改革の基本方針2017」第2章5.（1）外交・安全保障の取組が促進される。

施策イメージ・具体例

独立公文書管理監及び情報保全監察室の任務・権限や各行政機関との関係については、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）において、以下の事項等が定められている。これに基づき、現在、特定秘密の指定等の検証・監察を進めている。

- ①行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出・説明を求め、実地調査をすることができる。
 - ②特定秘密の指定等が法令に従って行われていないと認めるときに、是正を求める。
 - ③行政機関の長は、独立公文書管理監に対し、特定秘密指定管理簿の写しを提出するとともに、年1回、特定行政文書ファイル等（※）の管理に関する事項を報告する。
 - ④通報窓口を設置し、特定秘密を取り扱う者からの通報を処理する。
 - ⑤年1回、独立公文書管理監等がとった措置の概要を総理に報告し、公表する。
 - ⑥特定秘密の指定等の適正を確保するために、専門的技術的知識及び能力の維持向上に努める。
- ※特定行政文書ファイル等とは、「行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するもの」をいう。

期待される効果

○特定秘密保護法の適正な運用の確保。